

平成23年度政策経営基本方針

平成22年11月

栃 木 県

目 次

1	県政を取り巻く現状と課題	1
	(1) 県政の新たな指針	1
	(2) 緊急経済対策	1
	(3) 財政健全化への取組	1
	(4) 地方分権改革	1
2	政策経営の基本的考え方	2
3	平成 23 年度政策経営実施方針	3
	(1) 新元気プラン	3
	① 政策の基本「人づくり」	3
	② 重点戦略	3
	(2) 重点施策	4
	(3) 政策の推進体制	4
	① 予算編成	4
	② 定員・組織体制の整備	6
	③ 行政改革大綱の推進	7
	(4) 地方分権改革への対応	8

1 県政を取り巻く現状と課題

(1) 県政の新たな指針

人口減少と少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展、地球環境や資源エネルギー問題の顕在化など、県政は大きな変化のただ中にある。

このような、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、誇れる“とちぎ”を創り上げ、次の世代へ引き継いでいくため、平成22年度で計画期間が終了する「とちぎ元気プラン」に替わる新たな県政の基本指針として、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン（仮称）」（以下「新元気プラン」という。）を策定し、元気にあふれる栃木県づくりを目指すこととしている。

(2) 緊急経済対策

我が国の経済状況は、急激な円高等の影響を受け、10月に発表された月例経済報告では、「景気はこのところ足踏み状態となっている」として、1年8ヶ月ぶりの下方修正がなされるなど、先行きへの懸念が増している。

そのため県では、緊急経済対策本部会議において、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）の「ステップ1 円高、デフレ状況に対する緊急的な対応」に呼応した補正予算を計上するとともに、国の規制、制度改革をはじめとした動きにも的確に対応していくことを決定した。

今後とも、県内の経済状況を注視し、国の動きも踏まえながら、引き続き適時適切な経済・雇用対策に取り組んでいく必要がある。

(3) 財政健全化への取組

本県の財政は、高齢化の進展等により医療福祉関係経費が引き続き増加する一方、財政調整的基金がほぼ底を突くなど、極めて厳しい状況にある。

このため、昨年10月に「とちぎ未来開拓プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定し、その実質的な初年度である平成22年度当初予算は、プログラムの目標を上回る財源不足額の圧縮を実現したところである。

今後とも、プログラムを着実に実行し、収支の均衡した持続可能な財政基盤を確立していく必要がある。

(4) 地方分権改革

国は、平成21年11月に総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を内閣府に設置し、地方分権改革（地域主権改革）に取り組んでいる。平成22年3月には、地域主権改革関連3法案を国会に提出するとともに、同年6月には、地域主権改革の諸課題への対応を示した「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。

今後、国の動きを注視するとともに、県内市町と十分に協議しながら、地域の実情に応じた改革を推進していく必要がある。

2 政策経営の基本的考え方

地方分権時代の到来は、国と地方、県と市町村、官と民との役割分担など地方行政のあり方に変化を及ぼすとともに、自治体における政策形成の自由度を高め、自主的・主体的な行財政運営をもたらすものと考えられる。一方、地方を取り巻く厳しい行財政環境の下で、様々な課題に対応し、住民益の最大化を図っていくためには、限られた行財政資源の有効活用が極めて重要となっている。

そこで、本県を取り巻く時代の潮流や本県の潜在力、可能性、県民ニーズの的確な把握に努め、優先度や重要度に基づく選択と集中による施策の重点化を図る。

また、緊急経済対策などの喫緊かつ重要な行政課題についても、迅速かつ的確な対応を講じる。

そのため、これまで以上にトップマネジメント力を向上させ、部局の枠組みにとらわれることのない、機動的で積極的な県政運営に取り組んでいく。

さらに、県民、ボランティアやNPO、各種団体、企業、市町村など、地域社会を構成する多様な主体と「地域をともに創る」との考えを共有し、協働によるとちぎづくりを一層前進させるため、協働の基盤づくりや仕組みづくりに積極的に取り組んでいく。

一方、新元気プランの着実な推進を図り、地方分権時代にふさわしい県民満足度の高い県政を実現していくためには、行財政基盤を強固なものとする取組を進めていく必要がある。

こうした中、「栃木県行財政改革大綱」の推進期間が平成 22 年度末をもって終了することから、これまでの行財政改革の成果と課題やプログラムの考え方を踏まえながら、平成 23 年度を初年度とする新たな行財政改革大綱の策定を進め、より一層の行財政改革に取り組む。

平成 23 年度においては、次の「平成 23 年度政策経営実施方針」に示すとおり、新元気プランに掲げる「とちぎづくり戦略」の着手を踏まえた予算編成、定員・組織体制の整備及び行財政改革に取り組み、「安心 成長 環境 をともに つくる、元気度 日本一 栃木県」という将来像の実現に向けた力強い第一歩を踏み出していく。

3 平成 23 年度政策経営実施方針

(1) 新元気プラン

「安心 成長 環境 をとものにつくる、元気度 日本一 栃木県」をより確実に、より効果的に実現していくため、新元気プランの開始年度となる平成 23 年度においては、とちぎづくりの原動力となる「人づくり」を政策の基本に据えながら、「暮らしを支える安心戦略」、「明日を拓く成長戦略」、「未来につなぐ環境戦略」の 3 つの重点戦略を着実に軌道に乗せ、推進していく。

① 政策の基本「人づくり」

戦略の土台となる「人づくり」においては、子ども世代、若者世代、大人世代、シルバー世代というライフステージに応じて、一人ひとりの能力を高め、自らの夢を実現していくための「人をはぐくむ」視点と、培われた能力を広め、絆を結ぶことによって、新たな活力を生み出すための「人を活かす」の 2 つの視点に立って、とちぎの「人づくり」を進めるとともに、世代を超えて取り組むことができる文化活動やスポーツを通じた「人づくり」を進める。

② 重点戦略

3 つの重点戦略においては、「人づくり」を基盤に、プロジェクトの着実な推進を通して、将来像の実現を図っていく。

ア 暮らしを支える安心戦略

誰もが安心して子どもを生み育てることができ、年齢や障害の有無にかかわらず生きがいを持って自らの人生を描ける社会の実現を目指す。

また、地域を支えるすべての人の連携により、暮らしの基本となる安全を確保し、安心して明るい地域社会の実現を目指す。

- ・ 安心の子育て環境づくりプロジェクト
- ・ 地域でつくる福祉環境プロジェクト
- ・ 元気で健やかな暮らし実現プロジェクト
- ・ 地域コミュニティ再生プロジェクト
- ・ 日々の暮らしの安全・安心実現プロジェクト

イ 明日を拓く成長戦略

本県の強みを活かした、経済、雇用を牽引する力強い成長産業を生み出すとともに、多様な主体による創意工夫を凝らした地域づくりを推進することによって、地域に活力があふれ、すべての県民が豊かさを実感でき、住む人々が住み続けたい、訪れる人々が住んでみたいと思うとちぎの実現を目指す。

- ・ パワーアップとちぎプロジェクト
- ・ フードバレーとちぎプロジェクト
- ・ 観光立県とちぎづくりプロジェクト
- ・ 個性輝くとちぎの地域づくりプロジェクト

ウ 未来につなぐ環境戦略

かけがえのない環境を次の世代に引き継いでいくため、豊かな自然を守り育てるとともに、環境負荷を低減し地球温暖化防止に貢献するなど、県民総ぐるみで地球と人にやさしいエコとちぎを目指す。

- ・ エコな暮らしの推進プロジェクト
- ・ 環境を起点とする活力の創出プロジェクト
- ・ 人と自然が共生するとちぎの実現プロジェクト

(2) 重点施策

新元気プランに掲げる重点戦略等を着実に推進しつつ、県政運営上解決しなければならない喫緊かつ重要な課題に対しても、「重点施策」と位置づけ、その解決に積極的に取り組んでいく。

ア 経済・雇用対策

本県の経済情勢は、最近の急激な円高の進行等により、雇用環境や中小企業の経営への更なる影響が強く懸念される状況にある。

そのため、各種相談、職業訓練及び雇用の創出などの雇用対策や、中小企業金融対策、受注確保対策及び必要な公共事業の確保などの経済活性化対策、労働者の生活安定のための様々な事業など、経済・雇用対策を切れ目なく継続していく。

(3) 政策の推進体制

① 予算編成

最近の急速な円高の進行等により県税収入をはじめとする歳入予算の先行きが不透明であることから、本県の財政状況は予断を許さないものとなっている。

国は、平成 23 年度予算を「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」のステップ 3 に位置付け、「元気な日本復活特別枠」の活用等により、需要・雇用創出効果の高い施策への重点配分を行い、財政規律を維持しつつ、経済成長や国民生活の質の向上を目指すとしているが、「特別枠」を含めた概算要求の総額は 96.7 兆円と過去最大であり、巨額の財源不足への対応が大きな課題となっている。

今後とも、国の動向を注視するとともに、全国知事会等を通じ、地方の実情と意見を十分に踏まえた対応を求めつつ、適切に対応していく。

また、経済対策のステップ2である「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に基づき、10月29日、補正予算が国会に提出された。

これらの状況に鑑み、平成23年度当初予算の編成に当たっては、平成22年度補正予算と合わせ、切れ目なく県内経済の一日も早い回復に取り組むとともに、プログラムに掲げた取組の着実な実行を図りながら、新元気プランの初年度であることを踏まえ、新たな行政課題にも的確に対応し、県民益の最大化を図る観点から、次の点を重視し、更なる事業の再構築を推進していく。

ア 事業の選択と集中

予算編成に際し引き続き要求基準を設定するが、一律的な削減とせず、各事業について、プログラムの考え方に従い、必要性、有効性、経済性、効率性などの観点から、選択と集中を図る。

イ 内部努力の徹底

あらゆる事務事業について徹底した経費節減に努めるとともに、職員給与のカットを実施する。

ウ 事業手法の効率化

国、市町村、民間など様々な主体の役割分担に基づき、県の果たす役割を見極め、民間活力の導入など事業手法の効率化を徹底する。

エ 受益者負担の適正化

県の施策の実施等に際し、受益者負担の適正化の観点から、サービスに見合う適切な利用者負担の導入を図る。

オ 県税収入の確保

税源移譲に伴い県税収入の確保が一層重要となっており、その徴収率向上に最大限努力する。特に、収入未済額の6割を占める個人県民税の徴収対策において、市町村との連携を強め、税収の確保に努める。

カ 未利用県有地の処分及び利活用の推進

未利用県有地について、将来的に利用予定のない土地の早期処分及び貸付等による積極的な利活用を図り、財源確保に努める。

キ 財源確保の工夫

県の広報媒体や県有施設等を活用した広告料収入、ネーミングライツの拡大など、創意と工夫による財源確保に努める。

[平成21年度普通会計決算の状況]

歳入 8,104億円 前年度比+596億円 + 7.9%
 歳出 7,965億円 前年度比+594億円 + 8.1%

歳入内訳

・ 県税収入 2,152億円 前年度比▲565億円 ▲ 20.8%
 (法人二税の減等)
 ・ 地方譲与税 138億円 前年度比+103億円 +286.9%
 (地方法人特別譲与税の増等)
 ・ 地方交付税 1,279億円 前年度比+101億円 + 8.6%
 (2年連続の増)

歳出内訳

・ 義務的経費 3,445億円 前年度比▲ 74億円 ▲ 2.1%
 (人件費・公債費の減、扶助費の増)
 ・ 医療福祉関係経費 496億円 前年度比+ 27億円 + 5.8%
 (介護保険関係経費の増等)
 ・ 普通建設事業費 1,254億円 前年度比+168億円 + 15.5%
 (国の経済対策による増等)
 ・ 貸付金 1,009億円 前年度比+136億円 + 15.6%
 (制度融資の増等)

※ 歳出不用等はあったものの、県税収入が当初予算計上額(2,270億円)を大幅に下回ったことから、基金取り崩しの取り止めは40億円に止まり、結果として実質192億円(取崩221億円-積立金29億円、過去4番目に多い額)を取り崩した。仮に基金がなかった場合、129億円の赤字(実質基金取崩192億円-繰越金63億円)であった。

② 定員・組織体制の整備

ア 定員の適正化

プログラムに掲げた目標に向け、引き続き、適正な定員管理を積極的に推進していく。そのため、将来を見据えた計画的な採用と各行政分野ごとの事業量に見合ったメリハリある職員配置をより一層進めていく。

イ 組織体制の整備

新元気プランの取組や新たな行政ニーズに対応した組織体制を構築するとともに、財政健全化も見据え組織のスリム化を図っていく。なお、組織の見直しにあたっては、県議会行政機構調査検討会の提言も踏まえながら検討を進めていく。

〔とちぎ未来開拓プログラムに掲げた職員数の目標値〕			
	基準年 (H21. 4)	目標年 (H25. 4)	増減数
一般行政部門	4,736人	4,289人	△447人
教育部門	15,922人	15,566人	△356人
警察部門	3,758人	3,742人	△16人
公営企業部門	798人	767人	△31人
合 計	25,214人	24,364人	△850人

③ 行財政改革大綱の推進

新たな行財政改革大綱では、地方分権時代に対応した県政の確立を目指し、「《協働》県民とともに地域を創る行政の推進」、「《透明》県民に開かれた行政の推進」、「《自律》自律的な財政基盤の確立」、「《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立」の4つの目標のもとに掲げられた取組を、全庁を挙げて推進することとしている。

特に、平成23年度は推進期間(平成23～27年度)の初年度に当たるため、現状の的確な把握の下、具体的なスケジュールを策定し、実施するなど、適切な推進管理に努める。

ア 《協働》県民とともに地域を創る行政の推進

県民満足度の高い行政サービスを提供していくため、国との政策協議・調整、提言等を行いながら、住民に身近な市町村との連携の強化と権限移譲の推進を図るとともに、アウトソーシングを始めとする民間活力の活用や、多様な主体が適切な役割分担のもとに協働する取組等を推進する。

イ 《透明》県民に開かれた行政の推進

適切な政策評価や説明責任の徹底、積極的な県政情報の発信に取り組むなど、県政への県民の参加を促進するほか、県政についての透明性を向上させることで、県民の信頼を確保する。

ウ 《自律》自律的な財政基盤の確立

プログラムを確実に実行するとともに、県債残高の抑制に取り組む。

エ 《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立

多様な行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする簡素で効率的な組織運営体制の整備や適正な定員管理を実施するとともに、県民との協働、独自性・主体性のある施策の形成・展開ができる、高い意欲を持った職員の育成や能力向上に努める。

(4) 地方分権改革への対応

平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱では、「義務付け・枠付けの見直し」、「基礎自治体への権限移譲」、「国の出先機関の原則廃止」、「ひも付き補助金の一括交付金化」などの項目ごとに、当面講ずべき具体的措置や概ね 2、3 年後を見据えた取組方針を示している。

「義務付け・枠付けの見直し」及び「基礎自治体への権限移譲」に関しては、平成 23 年の通常国会に所要の一括法案等を提出するとされているため、県内市町に対する適切な支援や助言とともに、関係条例等の制定、改正などに的確に対応し、県民生活に支障を来さぬよう努めていく。

「国の出先機関の原則廃止」に関しては、個々の出先機関の事務、権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程等を明らかにしたアクションプランが平成 22 年内を目途に策定される見込みであり、その動向を注視するとともに、近県とも連携しながら積極的な対応を国に強く求めていく。

「ひも付き補助金の一括交付金化」に関しては、投資的経費に係る補助金等については平成 23 年度以降、経常的経費に係る補助金等については平成 24 年度以降段階的に実施することとされている。一括交付金化は地方への税財源の移譲までの過渡的な措置と位置付けるとともに、総額の確保や真に地方の自由度の拡大に資するものとなるよう、国に強く求めていく。

なお、本県と県内市町の協議の場である政策懇談会に設置された「地方分権改革検討委員会」において、引き続き地方分権改革に係る諸課題について研究や議論を重ねていくとともに、相互の連携の下、本県の実情に即した地方分権改革を推進していく。